

一宮地区複合的福祉サービス拠点建設事業
基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル実施要項

平成 28 年 11 月 1 日

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会

— 目 次 —

1. 目的	3 頁
2. 計画事業概要	3 頁
3. 事務手順	4 頁
4. 参加資格要件	4 頁
5. 選定方法	5 頁
6. プロポーザル参加申込について	5 頁
7. 質疑及び回答（一次）	6 頁
8. 技術提案書	6 頁
9. 質疑及び回答（二次）	7 頁
10. 審査結果の通知	7 頁
11. 技術提案書作成費用について	7 頁
12. 留意事項	8 頁
13. その他	8 頁
14. 設計提案のテーマ等	9 頁

※様式 1～6 号はエクセルデータ（別紙）となります。

1. 目的

笛吹市社会福祉協議会(以下、「本会」という)は、「安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」を基本理念として、住み慣れた地域において、高齢者、障がい者、児童、地域住民等が集い、誰もが分け隔てなく支え合い、その人のニーズに応じた支援が受けられる共生型社会の構築を推進しています。

この度、一宮地区の福祉拠点として複合的福祉サービス施設を建設いたします。この施設においては、要介護者、障がい者を分け隔てなく受け入れ、制度に基づく専門サービスを提供することから、地域福祉の拠点としての居場所の機能を担う機能まで、共生型の多世代交流・多機能の福祉拠点とし、この施設を中心とした地域づくりに取り組みます。

以上の考えのもと、本会とともに施設作りを創造していただける設計者を選定するためのプロポーザルを実施します。

2. 計画事業概要

(1) 業務名

一宮地区複合的福祉サービス拠点建設事業 基本設計及び実施設計業務委託

(2) 計画業務内容

- ・ 指定通所介護事業（普通規模）
- ・ ユニット型指定短期入所生活介護（定員 20 名）
- ・ 障がい者（児）就労継続支援B型
- ・ 地域交流事業（地域住民が集える空間の整備）

(3) 予定委託期間

- ・ 契約締結日から平成 29 年 7 月 31 日まで
- ・ 基本設計業務 平成 29 年 3 月 31 日まで
- ・ 実施設計業務 平成 29 年 7 月 15 日まで
（建築確認済証等の取得を含む）
- ・ 計画工期 平成 29 年 8 月～平成 30 年 2 月 28 日完成予定

(4) 業務担当部局

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会（担当：事務局長 荻野、総務課 猪狩）

〒406-0822

山梨県笛吹市八代町南 917

電話：055-265-5182 FAX：055-265-5183

(5) 計画事業規模・予算

建設予定地 住所：笛吹市一宮町竹原田 42 番 1

地目：畑

敷地面積：1,692 m²

計画建物規模 1,200 m²以下

工事予算 概 250,000,000 円

建物・宅地造成工事・駐車場・外構工事を含む
(消費税及び地方消費税を含む)

3. 事務手順

本プロポーザルの実施事務手順は以下の通りとする。

- ・公告開始 平成 28 年 11 月 1 日(火)
- ・質問書の締切(一次) 平成 28 年 11 月 1 日(火)～11 月 7 日(月)まで
- ・質問書に対する回答(一次) 平成 28 年 11 月 15 日(火)まで(予定)
- ・参加申込の締切 平成 28 年 11 月 25 日(金)まで(予定)
- ・一次審査(参加資格等) 平成 28 年 11 月 30 日(水)(予定)
- ・一次審査結果通知 平成 28 年 12 月 1 日(木)(予定)
- ・質問書の締切(二次) 平成 28 年 12 月 1 日(木)～12 月 20 日(火)まで(予定)
- ・質問書に対する回答(二次) 平成 28 年 12 月 27 日(火)まで(予定)
- ・技術提案書の提出期限 平成 29 年 1 月 31 日(火)(予定)
- ・二次審査(ヒアリング) 平成 29 年 2 月 19 日(日)(予定)
- ・二次審査の結果通知 平成 29 年 2 月下旬(予定)

4. 参加資格要件

- (1) 山梨県に本社・本店を有し、平成 27・28 年度山梨県または笛吹市入札参加資格者の登録(測量・建設コンサルタント業務)があること。
- (2) 山梨県及び笛吹市において指名停止期間中でないこと。
- (3) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。
- (7) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (8) 建築士法第 2 条に規定する一級建築士免許の登録がなされている者を 2 名以上有

していること。(平成 28 年 11 月 1 日現在、3 か月以上の恒常的な雇用関係がある者に限る)

- (9) 参加事務所において、平成 18 年 4 月 1 日以降に日本国内で竣工又は実施設計が完了した社会福祉施設(1 棟あたり延べ床面積が 500 m²以上の入所施設、複合施設)の基本設計・実施設計の新築及び改築工事の実績を有すること。

5. 選定方法

事業者の選定に当たっては、公平かつ適切な実施を図るため、プロポーザル方式により行い、別に定める審査委員会において別記の提案テーマを基に審査し選定する。

- (1) プロポーザル参加申込者が 2 者以上 5 者以下の場合は、全ての申込み業者を参加事業者とし技術提案書の提出を求める。
- (2) プロポーザル参加申込者が 5 者を超えた場合は、第一次審査を実施し、審査委員会において、次の基準に従い協議のうえ参加事業者数を制限するものとする。
- ① 同種又は、類似する業務の実績があること。
 - ② 条件が同じ場合はその実績内容を参考に審査委員会において協議する。
- (3) 第二次審査は、第一次審査により選出された者が提出した技術提案書を基にヒアリングを行う。ヒアリングは提案内容の説明(約 30 分程度)と質疑応答(約 30 分程度)を行い、技術提案書及びヒアリングの内容等を総合的に判断し最優秀者を選定する。尚、ヒアリング内容の詳細は別途通知する。

6. プロポーザル参加申込について

(1) 参加申込期限及び提出先等

- ① 提出期限：平成 28 年 11 月 25 日(金) 午後 3 時まで(予定)
- ② 提出先：〒406-0822 山梨県笛吹市八代町南 917
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会
(担当：事務局長 荻野、総務課 猪狩)

③ 提出方法：持参のみ

(2) 参加申込書類及び添付書類

- ① 参加申込書(別紙様式 1 号)
- ② 添付書類
 - ・ 建築士事務所の登録証明書(写し)
 - ・ 業務実績調書(別紙様式 2 号)
 - ・ 会社概要書(別紙様式 3 号)
 - ・ 3 頁「1. 目的」と 9 頁「設計提案のテーマ等」を参考に、この施設設計に関する貴事業所の考え方を簡潔にまとめ、A4 版縦使い横書き 1 枚以内にて提出すること

7. 質問及び回答(一次)

(1) 業務内容等に関する質問

- ①提出期限：平成 28 年 11 月 7 日(月)午後 3 時まで
- ②提出先：〒406-0822 山梨県笛吹市八代町南 917
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会
(担当：事務局長 荻野、総務課 猪狩)
メール：kyokucho@fuefuki-shakyo.or.jp

③提出方法：電子メール

④質問書様式：別紙様式 6 号

(2) 質問に対する回答

- ①回答期限：平成 28 年 11 月 15 日(火)まで(予定)
- ②回答方法：電子メール

(3) 注意事項

- ①回答に対する質問は受け付けない。
- ②質問内容によっては回答できない場合がある。
- ③質問及び回答は公表するのであらかじめ留意すること。

8. 技術提案書

(1) 技術提案書の提出について

- ①提出期限：平成 29 年 1 月 31 日(火) 午後 3 時まで(予定)
- ②提出先：〒406-0822 山梨県笛吹市八代町南 917
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会
(担当：事務局長 荻野、総務課 猪狩)
- ③提出方法：持参のみ(提出部数は正 1 部、副 8 部とする)

(2) 提出書類

- ①技術提案書提出届(別紙様式 4 号)
- ②技術提案書
 - ・技術提案書には別に示す設計提案のテーマにそって記載すること。
 - ・技術提案書は配置計画図、平面計画図、立面計画図を用い A3 版横使い 3 枚以内にまとめること。(透視図、模型等は求めない)
 - ・文字等の大きさに制限は設けないが極端に小さい文字は避けること。
 - ・カラー表示も可能とする。
 - ・面積表及び概算予算書(中項目程度)を A4 版縦使い横書きで提出すること。
 - ・本提案書には、提案者が特定又は推測できるような企業名、個人名、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ③基本設計及び実施設計に係る業務見積書(関係諸法令の許認可等の費用を含む)

但し証紙、印紙等は除く)

- ④業務スケジュール
- ⑤国税、地方税に滞納がないことの証明書の写し
- ⑥業務執行体制（別紙様式5号）

(3)ヒアリングの実施

- ①実施日時：平成29年2月19日(日)（予定）
- ②内 容：詳細は別途通知する。
- ③出席者：3名以内

9. 質問及び回答(二次)

(1)提案内容等に関する質問

- ①提出期限：平成28年12月20日(火)（予定）
- ②提出先：〒406-0822 山梨県笛吹市八代町南917
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会
(担当：事務局長 荻野、総務課 猪狩)
- ③提出方法：電子メール
- ④質問様式：別紙様式6号

(2)質問に対する回答

- ①回答期限：平成28年12月27日(火)（予定）
- ②回答方法：笛吹市社会福祉協議会ホームページに掲載する。

(3)注意事項

- ①回答に対する質問は受け付けない。
- ②質問内容によっては回答できない場合がある。
- ③質問及び回答は公表するのであらかじめ留意すること。

10. 審査結果の通知

(1)審査結果の通知について

- ①第一次審査結果の通知：平成28年12月1日(木)（予定）
- ②第二次審査結果の通知：平成29年2月下旬（予定）

(2)審査結果の通知方法

審査結果の通知は電子メールにて送付後、書面にて通知する。書面は郵送するため切手を貼った返信用封筒を参加申込時に提出すること。尚、審査結果の質問、異議申し立ては一切受け付けない。

11. 技術提案書作成費用について

プロポーザルに要した費用として、技術提案書を提出しヒアリングを実施した者に

5万円を支払う。(消費税は別途支払うものとする)

尚、支払方法は銀行振込によるものとし、本会経理規則等に準じて支払う。

12. 留意事項

- ①本事業は、平成 28 年 3 月に厚生労働省が示した「地域の実情に合った総合的な福祉サービスに向けたガイドライン」にそって計画するものである。基本設計及び実施設計を進めるうえで、関係行政機関との密接な協議を行い、施設規準及び関係法令に抵触することが無いよう責任をもって遂行すること。
- ②基本設計及び実施設計実施時には発注者の意向を十分反映し遂行すること。

13. その他

- ①参加申込書及び技術提案書等に虚偽の記載をした者は失格とする。
- ②本プロポーザル審査委員又はその関係者及び発注者等に本業務に関する接触をした者は失格とする。
- ③提出期限を経過してからの参加申込及び技術提案書の差替え、再提出は認めない。
- ④参加申込書、技術提案書は返却しない。
- ⑤参加申込及び技術提案書は 1 者につき 1 提案のみとする。
- ⑥参加申込書及び技術提案書、審査資料は公表しない。
- ⑦提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- ⑧工事監理業務の委託については随意契約とする予定である。

設計提案のテーマ等

設計プロポーザルで求める設計提案は次の5項目である。

- ① 地域福祉の拠点となる施設計画
 - ・ 複合施設計画における配置及び各機能の動線計画の配慮
 - ・ 施設の安全性及び利便性の配慮
 - ・ 在宅の暮らしを支える機能としての配慮
 - ・ その他

- ② 複合多目的利用できる施設計画
 - ・ 地域交流の場としての配慮
 - ・ 既存事業、施設との連携についての配慮
 - ・ その他

- ③ 親しみのある施設計画
 - ・ 地域の特性（自然環境等を含む）を生かした施設計画の配慮
 - ・ 誰もが使い易いユニバーサルデザインへの配慮
 - ・ その他

- ④ 周囲の景観、環境に配慮した計画
 - ・ 地球温暖化防止、省エネルギーへの取り組み、エネルギーの効率化の配慮
 - ・ ライフサイクルコスト（保全、維持、管理）を重視した総合計画
 - ・ その他

- ⑤ その他積極的な提案
 - ・ 自由提案